

災害復旧事業(補助)の概要

目的

自然災害により被災した公共土木施設を**迅速・確実**に復旧する。

対象施設

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園

沿革

古くは明治14年より予算補助の形での国庫補助。

明治32年 「災害準備基金特別会計法」 制定

- ・ 日清戦争の賠償金をもとに災害準備基金を設立

明治44年 「府県災害土木費国庫補助に関する件」 制定

- ・ 明治43年の大水害を契機に新たに治水費資金特別会計を設置するため、災害準備基金が廃止されたが、国庫補助制度を継続するために制定。

昭和26年 現在の「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定

- ・ 「補助」から「負担」へ

昭和59年 一部改正

- ・ 対象施設の拡大 …地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道を追加

平成10年 一部改正

- ・ 対象施設の拡大 …公園を追加

災害は、地域的・時間的に極めて偏って発生

- ▶ 災害発生地域や時期、規模の予測が困難
- ▶ 災害復旧に必要な費用は莫大かつ大きく変動



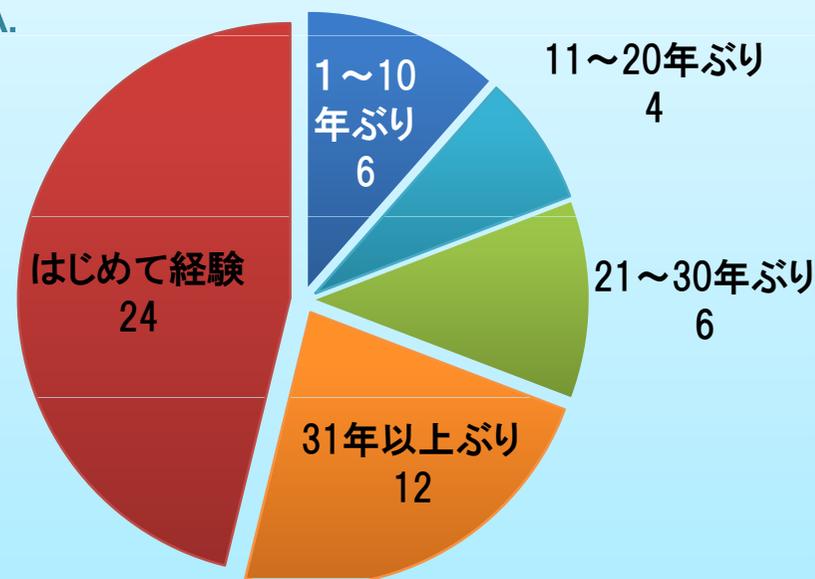
こうした特性を有する自然災害によって施設が被災し災害復旧事業を実施するにあたっては、災害復旧等の事業実施に伴う大きな費用への対応が必要

- ▶ これを個別の地方公共団体のみで負担することは困難または非効率であり、国の支援が不可欠

近年大きな水害を経験した市町村※に聞きました。

Q.このような災害は何年ぶりですか？

A.



※ 過去5年間(H14～H18)に激甚な水害被害(400戸以上の床上浸水被害)が発生した市町村、および激特事業、災害復旧助成事業を実施した市町村(一部重複あり)

(参考)

「天災は予知することができず、しかも緊急、莫大な費用を必要とするため、罹災地方公共団体の財政を破綻させることとなる。」

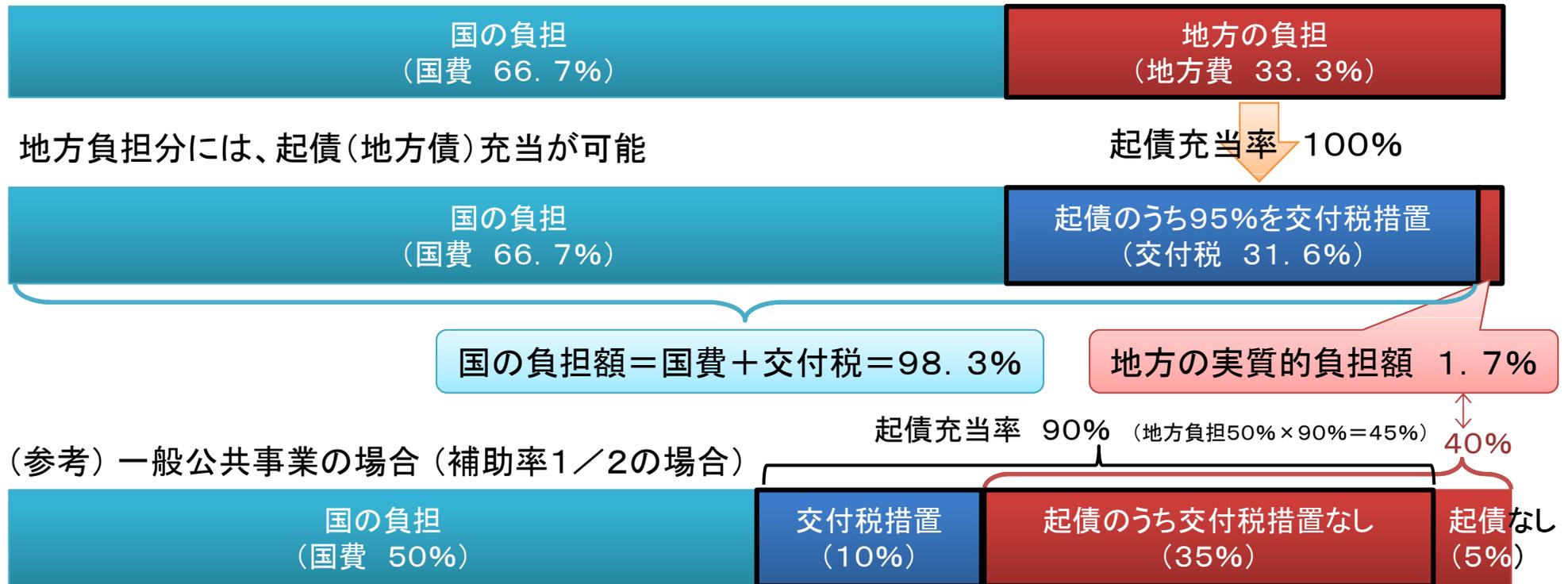
(シャープ勧告(S24)より)

「災害復旧事業は、(中略)弾力性の乏しい地方財政をもってしては、これに要する経費の全額を負担することは困難であることを認め、地方公共団体は(中略)一部を負担し、これを超える部分については国庫負担とする。」(地方行政調査委員会(S25))

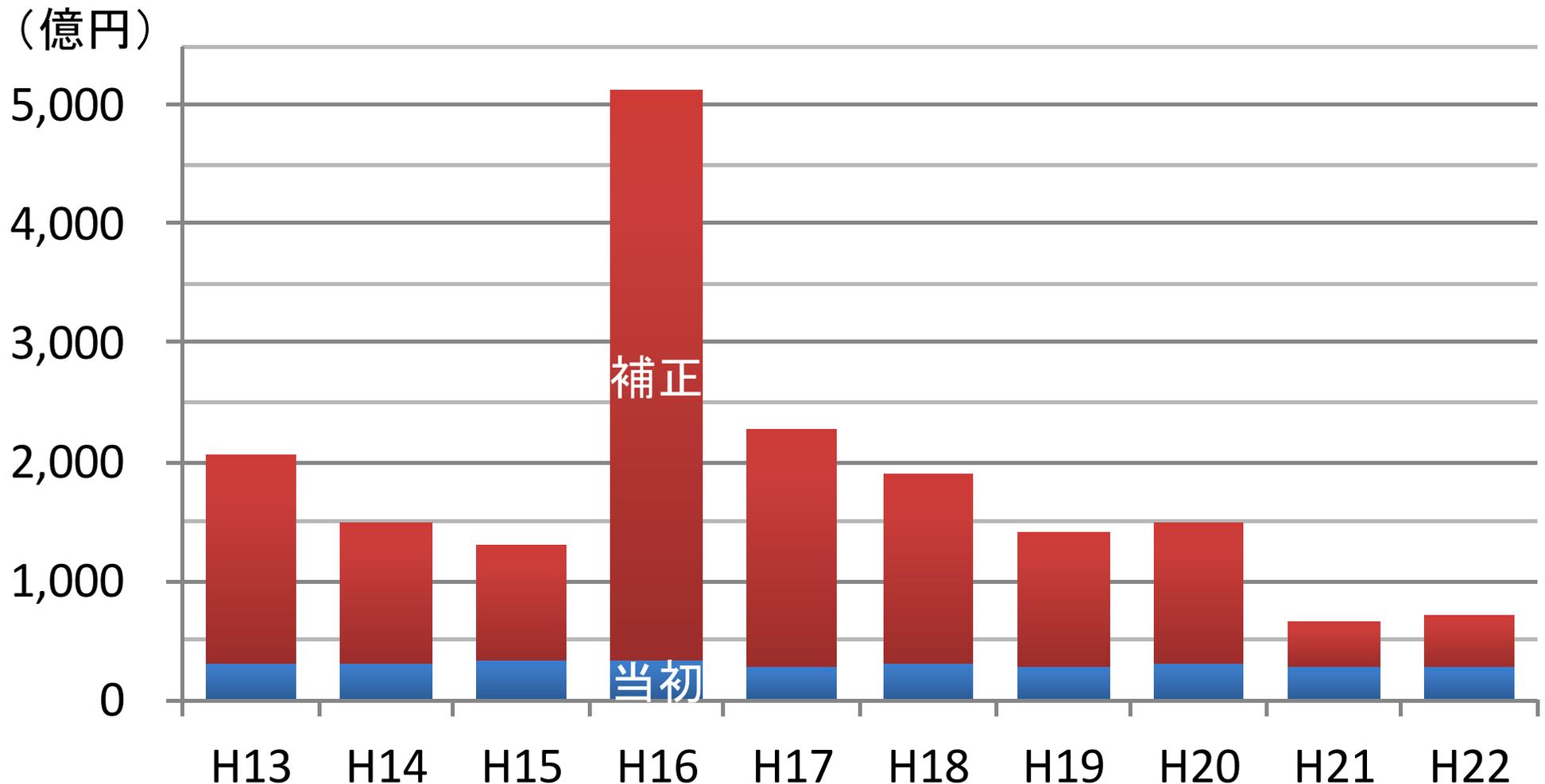
- ▶ 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定。
- ▶ 災害復旧関係事業における **国庫負担は2/3以上※と高率。**

※ 年間の災害復旧事業費が、標準税込の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については75%が国費
標準税込の2倍を超える額に相当する額については100%国費
- ▶ 交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は最大でも**1.7%**（災害発生年災の場合）

【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】

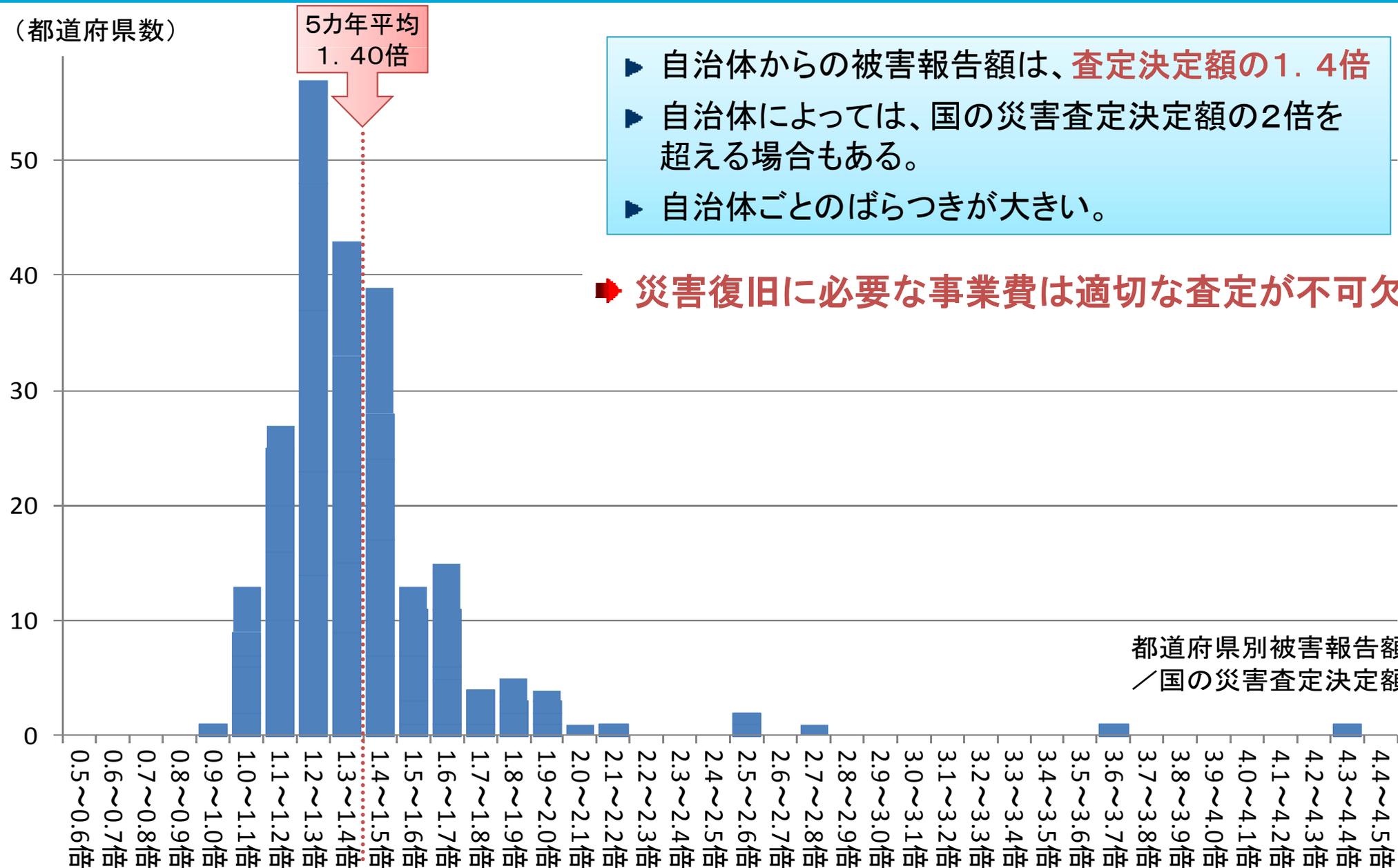


- ▶ 予想できない当年発生災害について、必要な国費を確保するため、当初予算に加えて、**補正予算**で必要な予算を措置。
- ▶ 早期復旧が可能とするため、初年度85%、2年度99%、3年度100%を標準として予算措置。



被害報告額は速報値としての精度(ばらつきが大きく過大となる傾向)

(都道府県数)



※ 平成17年～平成21年の5年間について、それぞれの年の都道府県別に算定して集計。(N=47×5)

国の査定前でも、災害復旧は可能

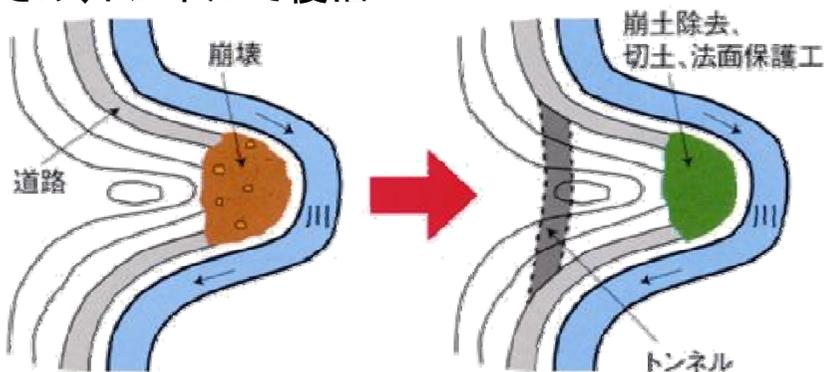
- ▶ 国の災害査定を待たず、被災直後からの復旧工事が可能。
- ▶ 災害査定前に実施した復旧工事も、災害復旧事業に合致するもの全てが国庫負担の対象。
- ▶ 『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』は、事業着手について制約するものではない。
- ▶ さらに、仮道、仮締切、欠壊防止など、応急的に施工する必要がある仮工事も国庫負担の対象。
- ▶ 被災箇所の早急な復旧は、施設管理者の責務。

ただし、査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段のものとなるので、被災状況ができる限りわかるものにする。

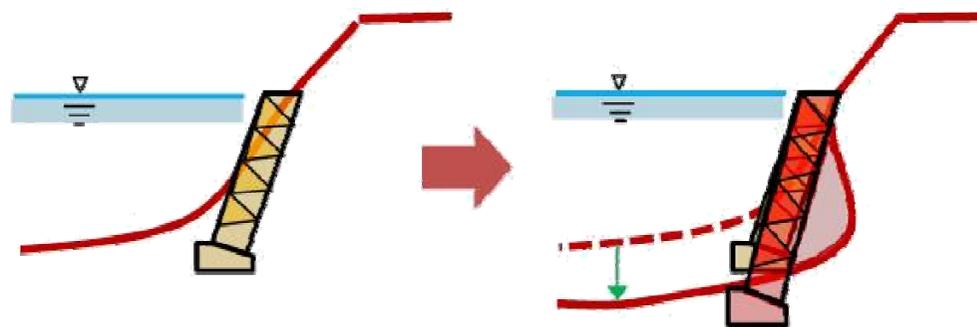
原形復旧とは、従前の効用を復旧するもので、**単なる元どおりではない。**

元どおりの復旧が不適當な場合や困難な場合、形状、材質、寸法、構造など質的な改良を実施。

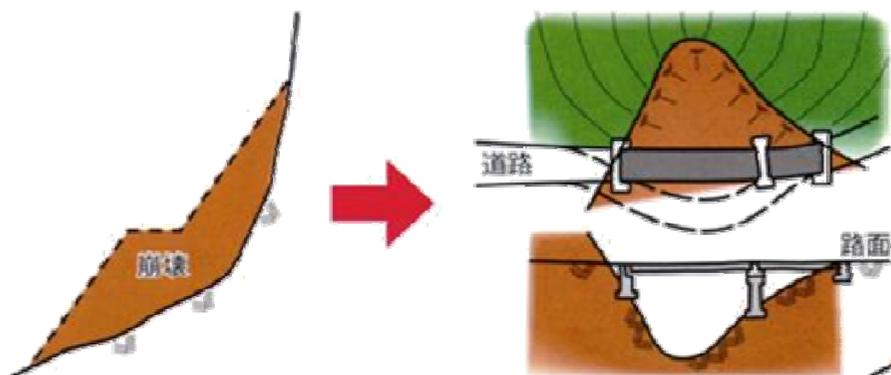
在来の道路位置に復旧することが著しく困難であるため、トンネルで復旧



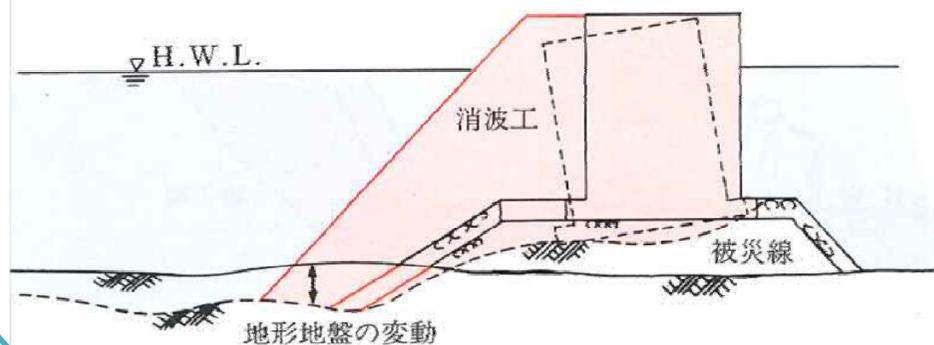
河床の低下により法長を増加



道路を盛土で復旧するのは、著しく困難かつ高価となるため、橋梁で復旧



防波堤全面が洗掘により被災し、防波堤の復旧のみでは不十分なので、消波工を新設



河川

被災

川岸が洗掘崩壊



復旧

新たに多自然護岸を整備
(完成後2年、植生も戻りつつある)



道路

被災

国道で地すべりが発生

地すべり状況



落石被災状況



復旧

地すべりの規模が大きいため、現道の復旧ではなく、トンネルを新設し
道路を復旧



橋梁

被災前 木橋



被災 洪水により木橋が流出



復旧 現行基準に合わせてコンクリート橋で復旧



港湾

被災 防波堤が波浪により被災



復旧 被災波浪に耐える断面形状で復旧

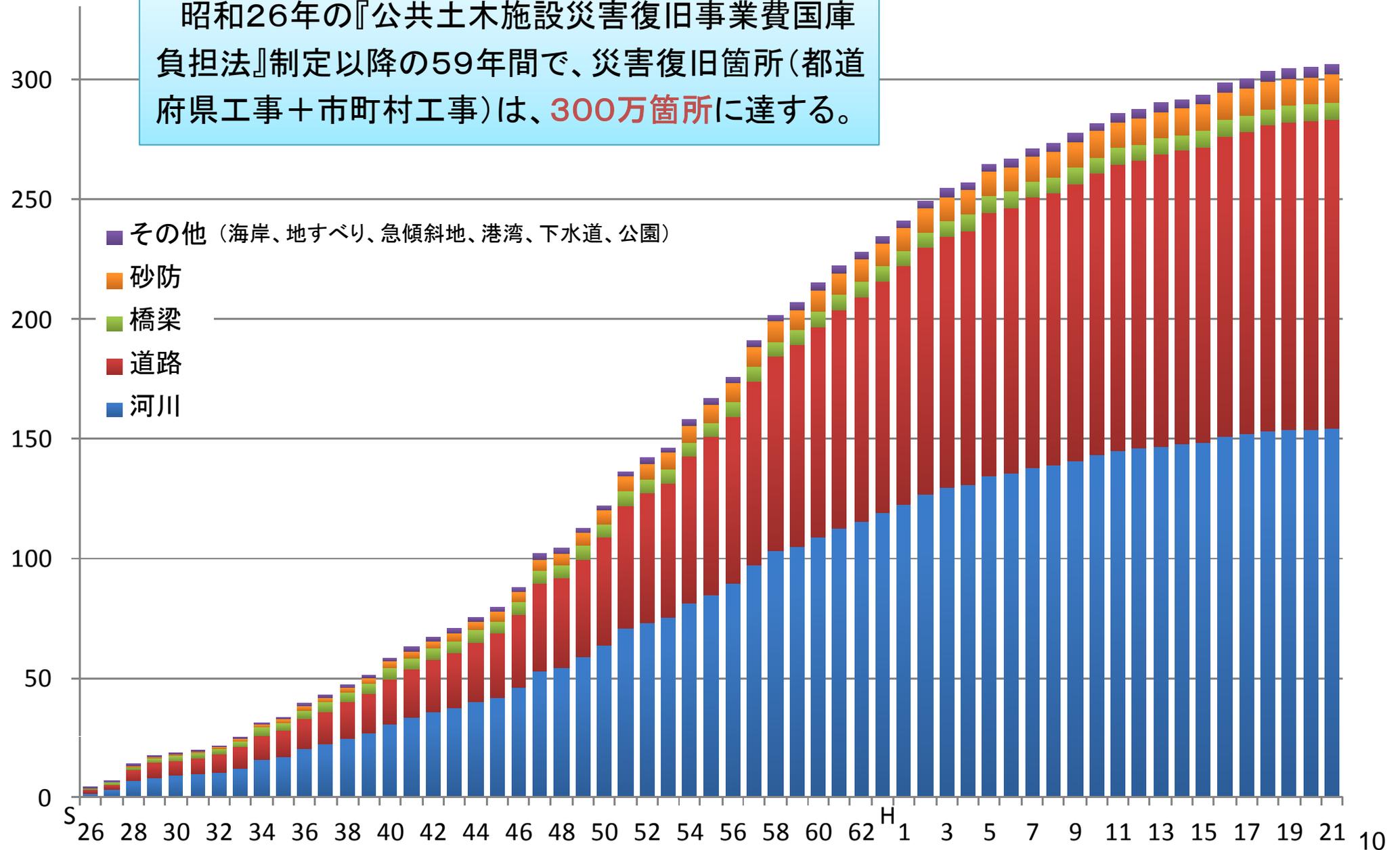


災害復旧事業の実績(復旧箇所数)

(万箇所)

(出典)災害統計(国土交通省河川局)

昭和26年の『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』制定以降の59年間で、災害復旧箇所(都道府県工事+市町村工事)は、**300万箇所**に達する。



河川

- 復旧箇所：約155万箇所
- 復旧延長(都道府県管理河川)：約83,000km※
- ➡ 都道府県管理河川約11万kmの**3/4**に相当。



※ 左右岸合計、平成10年以降は復旧箇所数から推計

道路

- 復旧箇所：約130万箇所
- ➡ 都道府県および市町村管理道路約117万kmに対し、約**900m**につき**1箇所**の割合に相当。



橋梁

- 復旧箇所：約7万箇所
- ➡ 都道府県および市町村管理橋梁65万橋の**約1割**に相当。

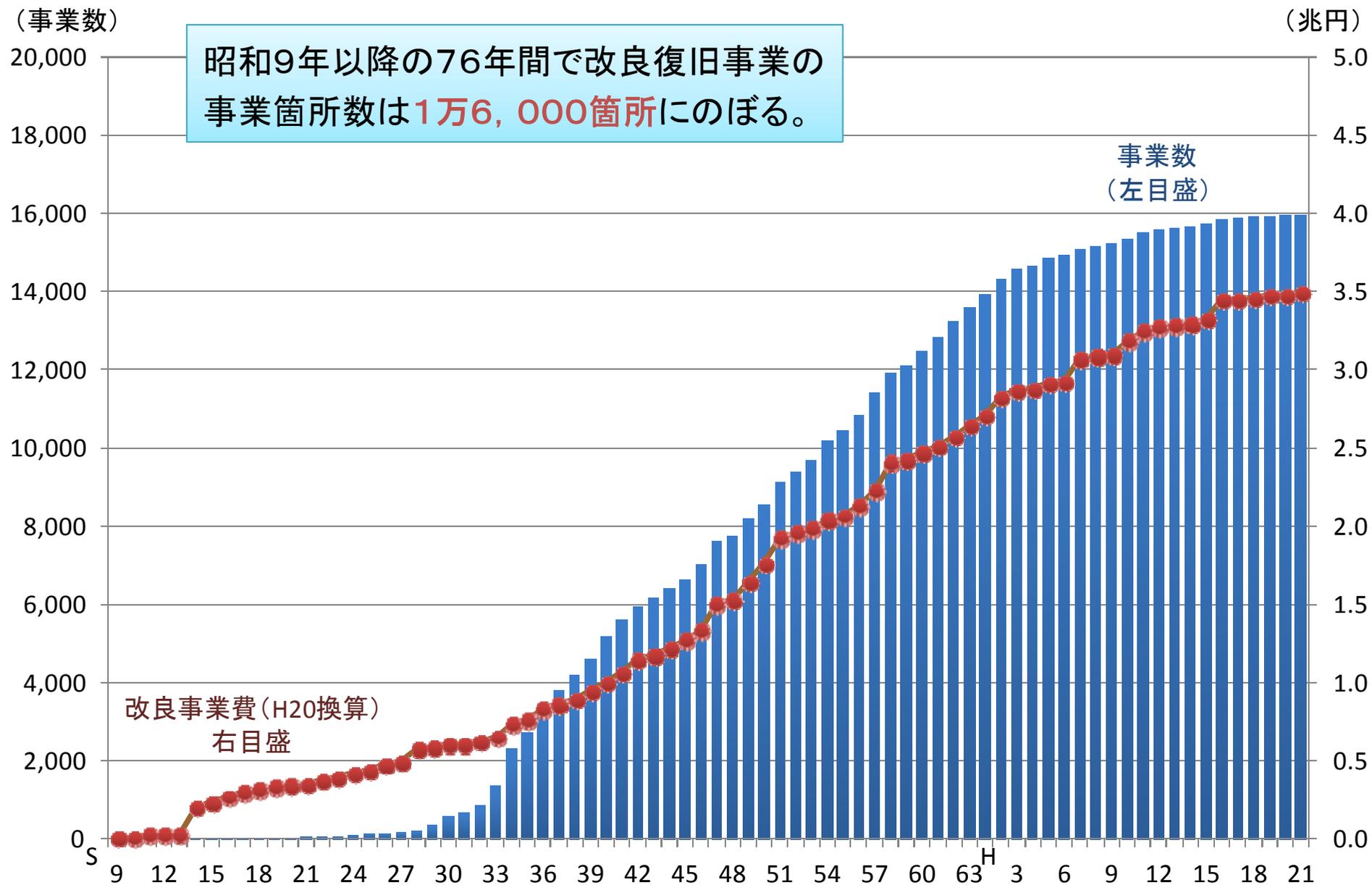


港湾

- 復旧箇所：約1万箇所
- ➡ 全国997港湾に対し、**1港湾**につき**10箇所**の割合に相当。



改良復旧事業の実績



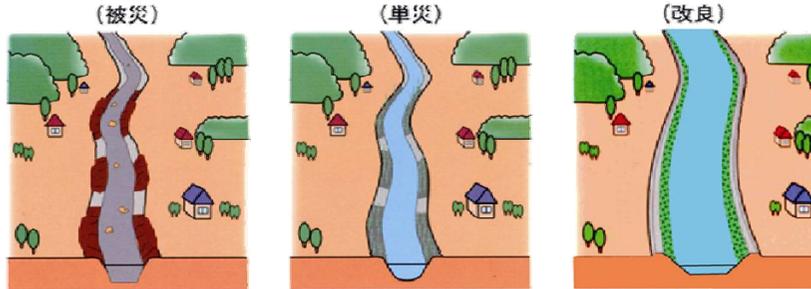
事業数および改良事業費は、河川等災害関連事業および河川等災害復旧助成事業の合計。
 河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路関係事業の合計。事業費は、建設工事費デフレーター(公共事業)を使用して算出したH20換算値

改良復旧事業とは、被災した河川施設の復旧とあわせて、築堤や河床の掘削等を行い、流下能力を拡大することで河川の氾濫を軽減する等、再度災害の防止と構造物の強化等を図るための事業。

（事業イメージ）

河川等災害関連事業

■河川の例



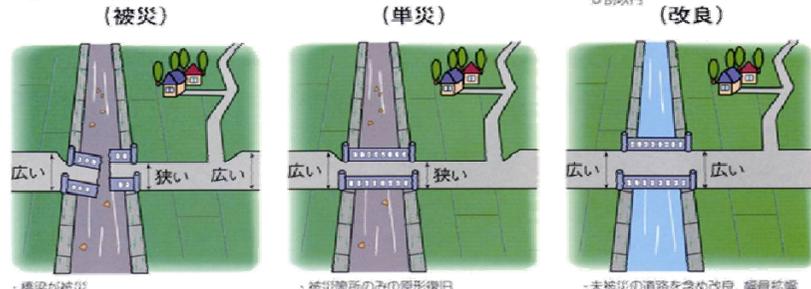
- ・護岸が被災
- ・被災箇所のみ原形復旧
- ・せいでり部・狭窄部を含む一連区間を改良復旧
- ・総工事費のうち改良分が原則として5割以内

■道路の例



- ・道路法面が崩壊
- ・被災箇所のみ原形復旧
- ・被災箇所を橋梁によりショートカットし、再度災害防止と法線整正を行う改良復旧
- ・総工事費のうち改良分が原則として5割以内

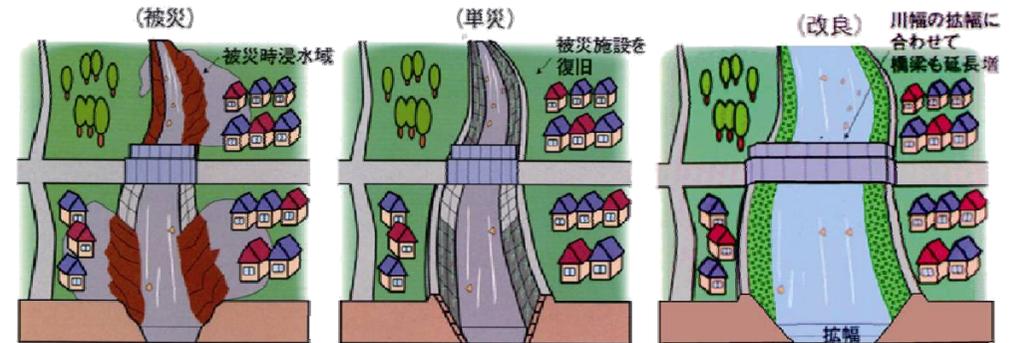
■橋梁の例



- ・橋梁が被災
- ・被災箇所のみ原形復旧
- ・未被災の道路を含め改良、幅員拡張を行う改良復旧
- ・総工事費のうち改良分が原則として5割以内

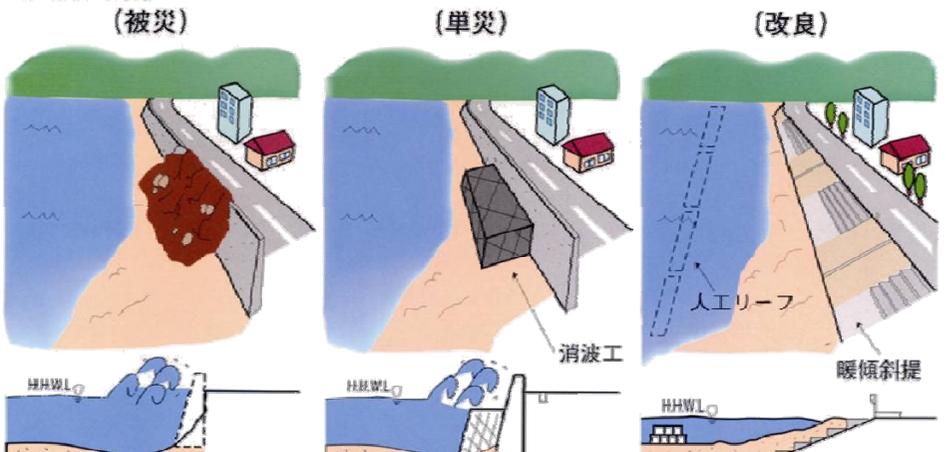
河川等災害復旧助成事業

■河川の例



- ・出水により護岸が被災し、家屋等も多数浸水被害が激甚
- ・被災した施設のみ復旧
- ・再度災害の恐れが残り、十分な効果が得られない
- ・川幅の拡幅に合わせて橋梁も延長増
- ・一定計画に基づいて一連区間の川幅の拡幅、護岸の嵩上げを実施
- ・一般資産等が保護され、経済効果が大きい
- ・総工事費のうち改良分が5割以上も可

■海岸の例



- ・高波浪により直立護岸が被災し、背後の道路家屋等にも被害
- ・地形変化により原形復旧困難とみなして、直立護岸の復旧に合わせて消波工を設置
- ・暖傾斜堤
- ・人工リーフ
- ・一定計画に基づいて一連区間を人工リーフ、緩傾斜護岸により面的に防護
- ・一般資産等が保護され、経済効果が大きい
- ・総工事費のうち改良分が5割以上も可

